HAMADA 教育魅力化コンソーシアム 規約

(名称)

第1条 本コンソーシアムの名称は、「HAMADA教育魅力化コンソーシアム(以下「コンソーシアム」という。)」とする。

(目的)

第2条 コンソーシアムは、浜田市内の県立高等学校及び県立特別支援学校(以下「学校」という。)と幼児教育施設、小中学校、地域、企業、大学、行政等の多様な関係者が、主体的・創造的な対話を行いながら「地域とともにある学校づくり」を推進し、各学校の特色を活かした魅力ある学びによる人づくりを支援するとともに、地域活性化の好循環に寄与することを目的とする。

(協働事業)

- 第3条 コンソーシアムは、前条の目的を達成するため、次の協働事業を行う。
- 1 キャリア教育の推進に関すること
- 2 情報発信の充実に関すること
- 3 生徒確保の強化に関すること
- 4 学校と地域の連携・協働、コーディネート機能の強化に関すること
- 5 コンソーシアムの持続化のための仕組みづくりに関すること
- 6 教育の成果を地域の活力創出に還元する仕組みづくりに関すること

(組織)

- 第 4 条 コンソーシアムは、別表 1 に掲げる地域との協働活動に関 わる団体等により組織する。
- 2 コンソーシアムには、コンソーシアムの事業計画や予算など運営 に関する重要な事項を決議するため、前項に規定する団体等から選 出された代表者で構成する役員会を置く。
- 3 コンソーシアムには、協議する内容ごとに必要な関係者が参画す

る専門部会を置くことができる。

4 コンソーシアムには、連絡調整を行う事務局を置く。

(役員会)

- 第5条役員会に次の役職を置く。
 - (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 監事 2名
- 2 会長、副会長及び監事は、役員の互選によりこれを定める。
- 3 会長、副会長及び監事の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただ し、補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

(役職の職務)

- 第6条 会長は、会務を総理し、コンソーシアムを代表する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等あるときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、コンソーシアムの会計及び事務を監査する。

(役員会の運営)

- 第7条 役員会は、会長が招集する。
- 2 役員会の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会議は、役員の半数以上の出席がなければ開くことができない。 ただし、会長が認めたときは、書面により決議することができる。
- 4 役員会の議事は、出席役員の過半数で決し、可否同数のときは会 長の決するところによる。

(役員会の代理出席)

第8条 やむを得ない事由により、会議に出席できない団体等の役員 については、当該団体等の認める構成員を代理出席させることがで きる。

(専門部会)

第9条 専門部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(会計)

- 第 10 条 コンソーシアムの会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌 年 3 月 31 日に終わる。
- 2 コンソーシアムの経費は、補助金、交付金、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(事務局)

第11条 浜田市教育委員会に事務局を置き、コンソーシアムに関する事務を処理する。

(規約の変更等)

第 12 条 この規約は、役員会の議事を経なければ変更することができない。

(その他)

第13条 この規約に定めるもののほか、コンソーシアムの運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年3月16日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この規約は、令和3年5月13日から施行する。

別表1(第4条関係)

団体名
島根県立浜田高等学校
島根県立浜田商業高等学校
島根県立浜田水産高等学校
島根県立浜田ろう学校
島根県立浜田養護学校
公立大学法人島根県立大学
浜田商工会議所
石央商工会
浜田市立幼稚園長会
浜田市小学校長会
浜田市中学校長会
浜田市まちづくりセンター
はまだっ子共育運営委員会
浜田市
浜田市教育委員会